

受 験 番 号					

清和大学入学試験（一般選抜）問題

注 意 事 項

本問題は以下の教科・科目で構成されている。

教 科 ・ 科 目	試 験 時 間
「英語」・「公民（現代社会）」 「国語（現代文）」・「小論文」 ※上記4科目から 2科目選択 して 解答すること。 ※3科目以上解答した場合には、 高得点の2科目 を判定に用いる。	70 分間

- 1 試験開始の指示があるまでは、問題冊子を開いてはいけない。
- 2 落丁、乱丁、印刷不鮮明等の箇所がある場合には、監督者に申し出ること。
- 3 開始後、直ちに問題冊子の受験番号欄に受験番号を、解答用紙2枚に受験番号と氏名をそれぞれ記入すること。記入漏れの答案は無効となる。
- 4 解答用紙記入上の注意
 - ① 解答用紙は、指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も記入しないこと。
 - ② 解答用紙への記入は黒鉛筆またはシャープ・ペンシルで行い、訂正する場合は、プラスチック消しゴムで消すこと。
 - ③ 解答用紙は、汚したり、破ったりしないこと。
- 5 試験時間中の退室は認めない。
- 6 問題冊子、解答用紙は持ち帰ることができない。

【英語】

次の英語の文章を読んで以下の〔問1〕から〔問9〕に答えなさい。文章の左にある〔1〕～〔8〕は段落の番号を表している。なお、文末に《語句説明》がある。

〔1〕 The Constitution's^(ア) first three articles set forth the structure of the new government with three separate and coequal branches^(イ): a Congress, divided into two houses, to make laws; a president to enforce them; and a Supreme Court to interpret them. The structure reflected the classical republican tradition, which envisioned a mixed regime where power was divided to avoid tyranny and to promote a public spirit among the people.

〔2〕 The framer's vision of republic hearkened back to ancient Greek ideas about political organization. In one of his most celebrated works, *The Politics*, Aristotle, the fourth-century BCE philosopher, was concerned with the most practicable rather than the ideal state. He observed that society was naturally divided into three social classes: royalty, nobility, and the common people.^(ウ) In terms of governmental decision-making, this division falls into the categories of the one, the few, and the many. Only one ruler, a king or prince, comes from the royal class, a few from the aristocracy, and many from the people. In government, each class corresponds to a political body organized along these lines:

	Rule by the One	Rule by the Few	Rule by the Many
Society	Royalty	Nobility	Common People
Government	Monarchy	Aristocracy	Democracy

〔3〕 To ensure the government represents all three classes, the political structure must guarantee that each has a role in making decisions and setting policy. The mixed regime, or republic, balances the three elements 【 a 】 decision-making, if only indirectly through representatives.

〔4〕 Early republics defined citizens as only male property owners and excluded all others.^(エ) Landowning citizens possessed a stake in society; they were public spirited and had the desire and qualifications to participate in decision-making. No one held office for a long period of time, because when citizens rotate in and out of office they avoid corrupting influences. The great Renaissance theorist Niccolo Machiavelli argued in his *Discourses on Livy* that this public spiritedness promoted virtue (*virtú*), the highest ideal a republican citizen could achieve. Rooted in Latin *res publica*, the term *republic* literally means the “public thing.” In the eighteenth century, the framers used the word republic, or *res publica*, to refer to the “common good,” the “public good,” or the “good of all.” Three examples^(オ) from history illustrate how the republic and the balance of the mixed regime work in practice: ancient

Rome; Renaissance Florence; early modern England. In each, the mixed regime combined all three forms of government. They supplied the republic with what Aristotle and Machiavelli thought was the most practicable way to achieve the common good. The structure followed this scheme:

	The One	The few	The Many
Rome	The Consuls	The Senate	The Council
Florence	<i>Consigliere de justicia</i>	The Senate	The Great Council
England	The King	House of Lords	House of Commons

5 While Americans believed that this pattern provided a model, many of them also thought that Britain did not have a true republic_(劣) because of its hereditary king and nobility. Six months before the formal break with Britain in 1776, pamphleteer Thomas Paine wrote that its two remaining ancient tyrannies, the king and the Lords, dominated the “new republican materials” in the Commons. “The two first, by being hereditary,” he contended, “are independent of the people; wherefore in a *constitutional sense* they contribute nothing towards the freedom of the state.”

6 The Americans’ first constitution, the Articles of Confederation_(*) (1781-1788), did not follow the historic pattern of the classical republic_(劣). Only one branch existed, a Congress, which had no authority to raise revenue. (中略)

7 The government also lacked an independent judiciary. After some Americans saw its shortcomings, they reconsidered the structure of their republic. After a rancorous debate, they ratified the Constitution in 1788, paralleling the ancient Roman Republic and its political heirs:

	The One	The Few	The Many
United States	The President	The Senate	The House of Representatives

8 The Congress, with its bicameral legislature, and the president had links to the people through the electoral process, though mostly indirectly. The framers also created an unelected, unaccountable judiciary independent of the other two branches_(劣). The judges served terms “during good behavior,” which means they remained in office until they retired, resigned, died, or were removed by Congress through impeachment. Congress could never lower the judges’ compensation to influence their decisions. Americans thus engage in a political experiment in ratifying a constitution that they hoped would achieve the good of all.

出典： Jack Fruchtman, *American Constitutional History: A Brief Introduction*, Second Edition, 2022, pp. 1-4.

《語句説明》

set forth: 示す、表明する	coequal: 同格の	branch: 部門
Supreme Court: 最高裁判所	envision: (将来に向けて)心に描く	
tyranny: 専制政治	mixed regime: 混合政体	framer: 起草者
hearken back to~: ~に耳を傾ける	BCE: 紀元前 (Before Common Era)	
aristocracy: 貴族政	Monarchy: 君主政	virtue: 徳
hereditary: 世襲の	contend: 主張する	wherefore: それゆえに
judiciary: 司法権	shortcomings: 欠点	rancorous: 恨みのある
ratify: 批准する	unaccountable: 弁明を求められない	

〔問1〕本文第1段落の下線部(ア)の示す Constitution とは、次のうちどれか。下記の選択肢①～④から選びなさい。

- ① 日本国憲法
- ② アメリカ合衆国憲法
- ③ ワイマール憲法
- ④ フランス人権宣言

〔問2〕本文第1段落の下線部(イ)に関し、立法権を有する部門として挙げられるものはどれか。下記の選択肢①～④から選びなさい。

- ① 議会
- ② 裁判所
- ③ 大統領
- ④ 首相

〔問3〕本文第2段落の下線部(ウ)に関し、アリストテレス (Aristotle) が Common People による政治体制として挙げたとして、筆者が紹介しているものはどれか。下記の選択肢①～④から選びなさい。

- ① 君主政
- ② 貴族政
- ③ 民主政
- ④ 帝政

〔問 4〕 本文第3段落の空欄 【 a 】 に、次の単語を並べ替えて入れ、正しい英文を完成させなさい。

[that / participate / to / in / ensure / citizens]

〔問 5〕 本文第4段落の下線部(エ)の文を和訳しなさい。

〔問 6〕 本文第4段落の下線部(オ)の「3つの例」を表すものとして正しいものはどれか。下記の選択肢①～④から選びなさい。

- ① 立法者が共和政という語によって言及しようとした、共通善(common good)、公共善(public good)、ないし、最高善(good of all)
- ② 歴史上、共和政および混合政体のバランスが実際にいかに機能していたかを示す、古代ローマ、ルネサンス期フィレンツェ、近世イングランド
- ③ 君主政・貴族政・民主政という政治体制
- ④ 古代ローマの共和政で採られた、執政官(Consul)・元老院(Senate)・民会(Council)という体制

〔問 7〕 本文第5段落の下線部(カ)の文を、文中の「them」を具体的に明らかにしたうえで和訳しなさい。

〔問 8〕 本文第6段落の下線部(キ)の連合規約(the Articles of Confederation)の特徴として、誤っているものはどれか。下記の選択肢①～④から選びなさい。

- ① アメリカ合衆国最初の憲法といわれている
- ② (アメリカ合衆国憲法が発効した)1788年まで用いられた
- ③ 連合会議(Congress)を設置した
- ④ 独立した司法権を認めた

〔問 9〕 本文第8段落の下線部(ク)のような制度設計が、なぜ重要だと考えられるか。「三権分立」というキーワードを必ず用いて、あなたの考えを日本語で、80字以内で述べなさい。

[英語出題 以上]

【公民】

【1】次の文章を読んで、以下の設問に答えなさい。

①日本国憲法の3原則のひとつに「基本的人権の尊重」がある。基本的人権について、憲法11条には「侵すことのできない（A）の権利」と記されている。基本的人権は「個人の尊重」に基づく考えであり、憲法13条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び（B）追求に対する国民の権利については、（C）に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とある。また個人の尊重は、憲法14条1項「すべて国民は、（D）の下に平等であって、（E）により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とも関わる。

基本的人権はさまざまな領域において尊重されているが、例えば男女平等については、1985年に「男女（F）機会均等法」が制定されて、②労働分野における不当な差別が禁止されるようになった。さらに1999年には、「男女共同（G）社会基本法」によって、広く社会に関わる諸分野で性別にとらわれず協力していくことが明文化された。アイヌの権利保障としては、2019年に「アイヌ（H）支援法」が制定され、③アイヌ民族の権利保障が進んだ。

このように法整備が進められているが、基本的人権の尊重をより実効性のあるものにしていくには、私たち国民ひとりひとりの理解が不可欠である。

問1 空欄Aに当てはまる語句として、正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

あ：永遠 い：永久 う：恒久 え：久遠

問2 空欄Bに当てはまる語句として、正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

あ：幸福 い：繁栄 う：安全 え：平等

問3 空欄Cに当てはまる語句を5字で答えなさい。

問4 空欄Dに当てはまる語句を漢字1字で答えなさい。

問5 空欄Eには複数の語句が入るが、次のうち正しくない語句を1つ選び記号で答えなさい。

あ：人種 い：門地 う：信条 え：障害

問6 空欄Fに当てはまる語句として、正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

あ：労働 い：就労 う：雇用 え：待遇

問7 空欄Gに当てはまる語句として、正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

あ：参加 い：参画 う：運営 え：活躍

問8 空欄Hに当てはまる語句として、正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

あ：民族 い：文化 う：歴史 え：伝統

- 問9 下線部①、日本国憲法の説明として正しくないものを次から1つ選び記号で答えなさい。
- あ：日本国憲法が公布されたのは1946年11月3日である。
 - い：GHQによる民主化の指令のもと、日本政府が作成した草案をもとに憲法が制定された。
 - う：日本国憲法が1947年5月3日に施行されたので、5月3日は憲法記念日となっている。
 - え：日本国憲法は制定後一度も条文が変更されていない。
- 問10 下線部②、労働分野の差別を禁止する説明として最もふさわしくないものを1つ選び記号で答えなさい。
- あ：業務遂行上の理由がないにも関わらず、募集広告で性別を明示してはならない。
 - い：昇進について性別を理由として差をつけてはならない。
 - う：職場の説明として「女性が多く活躍する職場です」と紹介してはならない。
 - え：妊娠を理由として社員に退職を勧告してはならない。
- 問11 下線部③、アイヌの権利保障に関連する説明として正しくないものを次から1つ選び記号で答えなさい。
- あ：アイヌ民族は日本の先住民族であることが明文化された。
 - い：アイヌ民族の言語や文化の普及が推進された。
 - う：アイヌ文化のナショナルセンターとして「ウポポイ（民族共生象徴空間）」が整備された。
 - え：アイヌが伝統的に所有していた土地や漁業権についても保障されることとなった。

【2】次の文章を読んで、以下の設問に答えなさい。

第二次世界大戦終結後、日本の軍備は解体され、平和主義の考え方のもとで再建が進んだ。しかし1950年に（A）戦争が勃発したことから、GHQの指令のもと、自国防衛のための組織として（B）予備隊が創設された。1952年には（C）隊と改められ、そして1954年に自衛隊として編成されることとなった。自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力」と位置づけられ、過剰な装備を持たないように①防衛関係費も抑制されてきた。

自衛隊の活動は防衛にとどまらず、近年では災害復旧に従事することも多い。特に2011年3月11日に発生した（D）は、東北地方を中心に大きな被害をもたらした。災害復旧のために各地の自衛隊員が動員され、千葉県内の駐屯地からも派遣された。

一方で自衛隊を巡ってはその位置づけを巡る議論も長らくなされている。憲法9条2項に「陸海空軍その他の（E）は、これを保持しない」とあることから、自衛隊が（E）に相当するか見解が分かれている。

また、近年では「自衛」の範囲についても議論になっている。もともと自衛隊の海外での活動は憲法違反とされてきたが、1991年の湾岸戦争で国際社会における日本の人的貢献の必要性が指摘されるようになった。翌年1992年には②国連平和維持活動協力法が制定され、各地に派遣されるようになった。そして日本の自衛権について、従来は自国を守るための措置として個別的自衛権のみが容認されてきたが、2014年の閣議決定で③集団的自衛権を限定的に容認する方針へと転換し、その後法整備がなされた。このほか、防衛の重要性の高まりから新たな分野での活動に目が向けられるようになり、2022年12月には④自衛隊の組織名称の変更が閣議決定された。

問1 空欄Aに当てはまる語句として、正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

あ：日露 い：ベトナム う：朝鮮 え：第二次中東

問2 空欄Bに当てはまる語句として、正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

あ：警察 い：警備 う：自衛 え：防衛

問3 空欄Cに当てはまる語句として、正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

あ：治安 い：保安 う：公安 え：安全

問4 空欄Dに当てはまる語句を漢字6字で答えなさい。

問5 空欄Eに当てはまる語句として、正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

あ：武力 い：戦力 う：軍事力 え：戦闘力

問6 下線部①について、日本の防衛関係費がGDPに占める割合は長らく一定の割合の中で収められてきたが、その割合として正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

あ：0.1% い：0.5% う：1% え：5%

問7 下線部②の「国連平和維持活動」の略称として正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

あ：NPO い：NGO う：PKF え：PKO

問8 下線部③、以下の集団的自衛権行使の要件に関する説明文A・Bについて、それぞれの正誤についての正しい組み合わせを1つ選び記号で答えなさい。

A：集団的自衛権行使の要件として、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃によって日本国民の生命等に対する明白な危険があることなどが挙げられている。

B：集団的自衛権行使の対象は日本の近隣地域に限定されており、あくまでも必要最小限度の実力を行使することが要件として定められている。

あ：【A：正 B：正】 い：【A：正 B：誤】

う：【A：誤 B：正】 え：【A：誤 B：誤】

問9 下線部④、閣議決定された名称変更の説明として正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

あ：北極や南極での活動を視野に、「陸上自衛隊」を「陸上極地自衛隊」へと変更する。

い：深海での活動を視野に、「海上自衛隊」を「海上深海自衛隊」へと変更する。

う：宇宙での活動を視野に、「航空自衛隊」を「航空宇宙自衛隊」へと変更する。

[公民出題 以上]

【小論文】

次の文章を読み、以下の問いに答えなさい。なお、※印のついた語句には末尾に注がある。また、出題の都合上、原典を一部削除及び表現を変更した箇所がある。

日本国憲法第二十六条

公教育の原理を考えるスタートとして、日本国憲法の第二十六条を紹介します。①「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と書かれています。この条文は、教育の制度を考えるときに最も基本になることのひとつです。

この場合、「能力に応じて」と「ひとしく」の関係をどう考えるかというのは簡単ではありません。みなさん、この条文をじつとながめて考えてみて下さい。

まず、「能力に応じて」の能力とはそもそも何かという疑問が浮かびます。「能力」とはどう定義されるもので、誰がどう判断するか、それは正當なのかといった疑問が浮かびます。

そもそも試験や面接できちんと「能力」が測られるものなのでしょうか。入試の得点で誰かと私が一点差なのは、「能力」の差なのでしょうか。「能力」は原理的にみて正確には測れない、すなわち、恣意的なものさしでしか測れない、という議論があります（広田二〇一五）。そうだとすると、「能力に応じて」というのは、どういう制度を作っても、実はいい加減なものしかできないということになります。

また、「能力」というとすぐに点数化や序列化の動きとつながってしまいがちなので、この「能力に応じて」の部分を「個々の子どもの発達の必要に応じて」と解釈して、子どものニーズに対応させようという議論もあります。その場合にも、「個々の子どもの発達の必要」を誰がどう判断できるのかという問題を抱えています。

「ひとしく」というのをどう考えるかについても、いろいろな考え方が可能です。単純に「みんなまったく同じように」というふうに考えることもできますし、「（共通の目標をどの子ども達成できるように）一人ひとりの子どもの状態に応じて差をつける」という考え方もできます。

いろんな考え方があって、この第二十六条の解釈は多様なのですが、確実なことは、「能力以外の差別はしてはいけない」ということです。「貧乏人の子どもには教育はいらぬ」とか、「女に教育は不要だ」というふうな教育上の差別は許されないといいや、もっと積極的に、さまざまな事情で教育を受けられない（受けられなかった）人に対して、十分な教育の機会を提供することも、必要な措置になります。

教育は卓越を追求する

「教育は平等に」というのはもったいなことなのですが、話は単純ではありません。そもそも教育というのは、卓越を追求するという本質的性質があります。先ほど述べたように、「優れたものを尊重する」ということです。

知識の習得ということ自体がそれを端的に示しています。習得できた状態が望ましい／習得していない状態はまだ不十分だ、という価値評価をはらんでいます。「理解した／理解できていない」「身についた／身につけていない」という区別が、どうしてもなされてしまうことになります。

人格の形成についても同じことがいえます。教育基本法には、目標として、いろんな人格的な価値の徳目が並んでいます(第二条)、何かが望ましいとすると、望ましいものを身につけたかどうかといった区別ができます。望ましいものを身につけた人／そうではない人、ということになります。個々の児童生徒の人格について評価をどうか、選抜の情報としてそれを使うかどうかは大問題ですが、教育するにあたって「よい人格の形成」が目指されることは、避けられそうにありません。

また、最近の学力論の中では、「コンピテンシー^{※一}」とか、「ジェネリックスキル^{※二}」という議論で、「何々ができる」ということが、学力の要素として語られることが多くなっています。ここでは、「何々ができる」という言い方は、「できる」と「できない」があるわけですから、やはりここでも、できるほうが望ましい。

つまり、望ましいものが存在してそこに向けて教育をする、卓越を追求するということが教育の本質として存在しています。②平等を基本原理にしながら、同時に卓越も追求していこうとするわけですから、教師の日々の指導は矛盾をはらんだ営みといえるかもしれない。

出典…広田照幸『学校はなぜ退屈でなぜ大切なのか』

【注】

※一 児童生徒が身につけるべき「資質や能力」を指す。

※二 幅広く活用可能な「汎用的な能力や技能」を指す。

問一 下線部①の日本国憲法第二十六条について、筆者はどのような解釈が成り立つと述べているか。筆者の考えを一〇〇字以内でまとめなさい。

問二 下線部②の筆者の考えについてあなたはどのように考えますか。自身の立場を明らかにしたうえで、そのように考える理由と、あなたが考える学校教育のあり方について四〇〇字以内で具体的に述べなさい。

〔小論文出題 以上〕

【国語】

次の文章を読んで、以下の問いに答えなさい。なお、出題の都合上、原典を一部削除及び表現を変更した箇所がある。

一口に言えば、民主主義とは「人間に理性を使わせないシステム」である。そして、そのことが、革命から生まれ出てきた民主主義の持つ最大の欠陥であり問題点なのである。

こんな風に言うと、意外と思われる方もあろう。たしかに、よく知られているとおり、フランス革命を支えた思潮の一つは「啓蒙思想」であって、ここでは「理性」が何よりも重んじられたはずなのであった。たとえばバークが当時のフランス人たちの啓蒙主義を評して「(a) 偏見」の上衣を投げ捨てて裸の理性の他は何も残らなくする」と語ったとおり、ここでは、人間の「理性」は、神を疑い、すべての慣習を無意味な偏見として投げ捨てるための強力な武器として、大いに活躍したのであった。それを見ると、民主主義はむしろ「理性しか使わせないシステム」と言うべきものであり、そこが民主主義の問題点であると言わねばならないもののようにも思われる。

A、フランス革命当時の啓蒙主義者たちがふり回していた、このような「理性」は、実は本当の意味の理性ではない。少くとも、古今東西の間たちが真の知を求めるときに用いてきたものを理性と呼ぶのだとすれば、彼らがふり回したのは理性ではない別の何かである。そのことは、バークの次のような描写からはつきりとうかがい知ることができる。

「彼らは他者の智慧にまったく敬意を払いませぬ。他方、自分自身のそれには、満腔の自信を以て(敬意を)捧げます」

このような態度は、明らかに「理性的態度」とは正反対のものである。実は、理性とは大声で語ることにあるのではない。本当の理性は「よく聞く」ことの内にある。自己を無にし、空にして、他者の声を聞き、森羅万象の声を聞くこと——それこそが理性のはたらきの基本なのである。そして、そのようにして虚心坦懐に事柄そのものの語る声を聞くことができる。正しい判断は、いわば事柄の方からやってくる。それは政治的判断においてであれ、何であれ、およそすべての正しく理性的な判断に共通した(1) コウゾウなのである。

そのような理性のはたらきにとって、もつとも(b) 妨げになるのは、宗教でも慣習でもなく、不和と敵対である。不和と敵対のあるところでは、人々は、ものごとの声を聞こうとするかわりに自らの耳にぴたりと(2) センをしてしまう。そして、ただ自己の意思のみを導き手として、大声で「意見」を叫びながら突き進む。しかし、その結果として正しい結論にたどりつく確率は、ちやうど、試験問題を解くのに、問題をまるで見ずにただいきなり答案用紙に○や×をつけていったときの正解率のようなものである。

人間はもともと感情の動物であり、また「つぎからつぎへと力をもとめ、死によつてのみ消滅する、永久不断の意欲」につき動かされている生き物である。だからこそ、人間のもつともて妙な機能である理性をはたらかせるためには、意欲や感情による波立ちを抑えて、最良のコンディションを整

えておかなければならないのである。

B、あの有名な聖徳太子の十七条憲法の第一条に語られているのも、正しく理性をはたらかせるためにはどうしたらよいか、という教えである。

「和^{やはら}ぐを以て貴^{たかむ}しとし、忤^{むか}ふることを無^なきを宗^{むね}とせよ」

多くの人は、この出だしだけを見て、これを単なる「従順に生きよ」という道徳の教えだと思い込んでいる。人によっては、このような「和の伝統」のせいで、日本人は理を通して議論をすることが苦手なのだ、とすら言う。

そういう人は、この第一条の後半を一度も呼んだことがないのに、**(3)**ソウイ^まない。そこには次のように語られているのである——「人皆^{たぎ}党^{たう}有り。亦^{また}達^たる者^{しよ}少^{せう}なし。是^{こゝ}を以て、或^{ある}いは君父^{きんぷ}に順^{したが}はず。乍^{また}隣里^{りんり}に違^{たが}ふ。然^{しか}れども、上^{かみ}和^わぎ下^{した}睦^{むつ}びて、事^{こと}を論^{ろん}ふに諧^{かな}ふときは、事理^{じり}自^{みづか}らに通^{とほ}ふ。何^{なに}事成^{じやうじやう}らざらむ」。

これはまさに理を通して議論をすることができるためのアドヴァイスそのものである。すなわち、人間は誰しも党派、利害というものがあり、それを超越して②達観^{たつかん}しうる者は少い。したがって、上の人々にたてついたり、よその集団と対立したりしがちである。しかし、そういう不和、争いを**(4)**ヨクセイ^{よくせい}して、上も下もそれぞれむつまじく平静に仲良く議論するならば、「事理自^{みづか}らに通^{とほ}ふ」というかたちで正しい結論が得られる。そして、このような仕方^{かた}で正しい結論が得られたときには、何をやっても必^{かならず}らずうまくゆく——この第一条が語っているのは、そういうことなのである。

もちろん、これは決してた易いことではない。われわれ自身がなにか小さな集まりの中で議論をする時のことを考えてみても、このような「和」の精神を保って理性的に議論をするということは、なかなか難しい。一人一人が、問題となつている事柄について真剣に考えていなければならないほど、各自が自分なりの意見を持ち、自説に愛着を持つている。他人が自分とは反対の意見を出してくれば、それはいったいどのような考え方なのかと耳をすまして理解しようとする前に、まず反撥^{はんはつ}が先立ってしまう。意見の中身についてじっくりと考える前に、ただ、それは自分の意見に近いのか遠いのかという色分けだけで見ってしまう。そこには自^{みづか}ずと「党派」が出来上って、自分と意見の近い人々を**(5)**オウエン^{おうえん}し、反対の意見の人々に対しては手厳しく反論する、という形が出来上がってゆく。

そうなってしまうと、そこでの議論は、もはや人々の知恵を集めてより良い方策をさがしあてるための作業ではなくって、単なる討論——反対者を説得し、自分の意見に従わせるための、言葉によるたたかい——というものになってしまふ。そして、これは（誰もが体験するとおり）きわめてしばしば起こりがちなことなのである。

『近代民主主義とその展望』のなかで、福田勲一氏は、民主主義の方法原理としてまず第一に挙げるべきものは、「討論と説得」であると述べて、民主主義お得意の「多数決」を行うまえに、まず「じゅうぶんな討論と説得の過程がなければならぬ」と言う。そして「問題をじゅうぶん議論いたしまし、それぞれの主張のなかで、お互いに根拠を挙げて、相手の同調を獲得

しようという説得の行動をやっていくことです」と語っている。たしかに、民主主義に言う「議論」とはこういうものなのである、各人は、自らの主張を自分から疑ってみようとは決してしない。ただひたすら反対者を説得するためのみ、自らの理性を使い、言葉を使う。それが「議論」というものなのだ、と民主主義者は思っている。そして、それを誇りにしてさえている。

C、このような「討論と説得」などというものは、議論のもつとも墮落した形の一つにすぎないのである。たしかに、この「討論と説得」が理想的に機能した場合には、甲と乙とに分かれた意見の内の、より良い意見の方に全員が説得される、ということになる。けれども、その場合ですら、そのような議論のうちから、(あらかじめ人々がたずさえていた) 甲案や乙案よりもさらに優れた案が発見される、ということは決して起こりえない。そもそもそこに集まる人々が、最初からそんなことは望んでもいないからである。「三人寄れば文殊の知恵」という言葉がある。甲乙丙の三人が集まって、本当に正しい議論をつくせば、最初に甲乙丙の誰かが持っていた意見よりも優れた意見に(6)トウタツしうる、ということである。このようなことが可能となるためには、三人が三人とも、虚心に相手の言葉に耳と心を開く、という態度を取ることが不可欠である。そして、各人が、自信をもって自説を正確に述べつつも、決して自説に固執せず、常にそれを他人の目で眺められるようであればならない。そういう心構えで三人の人間が議論をつくせば、互いの言葉が互いのアンテナにキャッチされて、一人で考えていたときには思いも寄らなかった優れた斬新なアイデアが浮んでくることにもな

る——これはたった三人だから可能なのだ、と言って片付けるべきことではない。何百人の議論であっても、議論が正しく議論であるためには、同じ態度が必要なのである。

聖徳太子の十七条憲法は、これについてこんな風に語っている。

「忿(このいかり)を絶ち(おちりのいかり) 瞋(おちりのいかり)を棄てて、人の違ふことを怒らざれ。人皆心有り。心各々執れること有り。彼是すれば我は非ず。我必ず聖に非ず。彼必ず愚に非ず。共に是凡夫ならくのみ。是く非き理、詎か能く定むべけむ。相共に賢く愚なること、鑿(のみかね)の端无きが如し。是を以て、彼人瞋ると雖も、還りて我が失(あやまち)を恐れよ。……」

結局のところ、本当の意味での「理性的な態度」というのは、こういう態度のことである。他人が何かバカなことを言えば、頭のいい人間ほど、むかつ腹も立ち、相手を(C)軽蔑もしたくなる。しかし、そうやって腹を立てて軽蔑したとたんに、その人はもう「理性的な態度」に背を向けているのである。ひよつとすると、めぐりめぐって論をつめてゆけば、実は、自分の方が、いまバカなことを言ったこの人間よりも愚かなのかも知れない。いまの自分には、ただその遠い論のつながりが見えていないだけなのかも知れない——そういう知的謙虚の姿勢を徹底させてはじめて「三人寄れば文殊の知恵」ということも可能となるのである。

おそらく、古代アテナイの哲学者ソクラテスが貫こうとしていたのも、こうした「理性的な態度」であったに違いない。数々の対話篇のなかで、プラ

トンは、「知恵」をさずかろうとしてやって来るアテナイ人たちとソクラテスの、(d) 滑稽なほどのすれ違いのさまを生き生きと描き出している。自分は何もことさらに知恵など持ち合わせているわけではない。自分が持ち合わせているのは、ひたすら真の知恵を得たいと願う強い情熱と、(そのためには不可欠の) 知的謙虚の姿勢と知恵のある言葉を聞き分けるよい耳と、ただそれだけであって、それ以外のものではない——ソクラテスが何度そのようくり返しても、人々は、その姿勢を学ぼうとするかわりに、手を差し出して、すぐにも役に立つ知恵を受け取ろうとするのである。

アテナイ市民たちが、そうしたソクラテスの示す知的謙虚の姿勢をついに学ばなかったことは、その後のアテナイの歴史を眺めてみても明らかである。ふり返ってみれば、あのソロンが政治詩「エウノミア」(良き政治)においてアテナイ市民に訴えていたのも、やはり同じく、心の怒りをしずめ、傲慢を抑えて「理性的な態度」を取ることであった。しかし、こうした人々の忠告にもかかわらず、「デーモクラティア」の潮流におし流されたアテナイ人たちは、そうした態度を身につけることができなかったのである。

しかし、いくらそれを身につけるのが難しくとも、このような理性的態度というものが基本となるかぎりにおいて、あの民主主義の特色である「衆議」ということも意味を持ちうる。さもなければ、それは各人が自らの意見に他者を従わせようとして繰りひろげる「説得」のゲームとなってしまうのである。本来の「衆議」とは、一人の判断では見落しや思い違いがあるかもしれないのを、多くの目で見ることによって防ぐ——そういう合理的なシステム

として機能すべきものであって、聖徳太子の十七条憲法の最後の条に語られるのが、まさにそういう衆議衆論の教えである。

「夫れ事独り断むべからず。必ず衆と論ふべし。少き事は是軽し。必ずしも衆とすべからず。唯大きな事を論ふに逮びては、若しは失有ることを疑ふ。故、衆と相弁ふるときは、辞則ち理を得」

ここに語られる「独断のいましめ」のうちには、まったく何一つ教条的なものはない。あのアテナイ民主政における「僭主政恐怖症」や、近代民主主義における「君主嫌悪症」の類とも、これはまったく無縁である。ここにあるのは、ただ淡々たる合理主義と、それを支えている知的謙虚である。そもそも一人の人間の理性には限界があり、自分では理を尽したつもりでも、思いがけないところに見落としがあったり、十分に遠くまでを見通せていなかったりすることがある。その限界を自らよく心得る者は、重大な事柄については、むしろ自らすすんで独断をつつしめ、虚心に他の人々の意見に耳を傾けるはずである。なぜならば、もつとも重要なことは、誰の意見が通るのかということではなくて、理の通った正しい結論が得られるかどうか、ということなのだからである。

こうしてあらためて述べてみれば、あまりにも当り前で、気恥かしくなってしまうほどである。しかし、このあまりにも当り前のことが、当り前でないのが民主主義なのである。そこでは、「国民の意思」や「民意」という言葉が、「理にかなった結論を得る」という大目標を蹴ちらしてしまう。と同時に、現実の政治決定とは(多くの要素を視野に収めて上手にバランスをとってゆ

くという) 大変に難しい作業なのだということも、すっかり忘れ去られてしまふ。その結果として、(当然のことながら) 多くの場合、「民意」を最優先した政治決定は失敗する。そして人々は、政府は十分に「民意」にかなった政治をしなかった、と言つて非難するのである。

このようにして、民主主義の問題点がその「没理性」というところにあるのだということが解つてみると、そこから自ずと、民主主義を克服して、よりよいシステムを築いてゆくにはどうしたらよいのかという、これからの道筋がひらけてくる。すなわち、「人民の、人民による、人民のための政治」ということ自体はまっとうな政治観であつて、これを変更する必要はまったくない。ただ、その実現のためには、これまで民主主義によつておさえつけられていた人間の理性——本当の意味での理性——を復活させることが不可欠なのである。

もしもわれわれが本当に理性というものを取り戻すことができたなら、われわれは新しい目をもつて、自分たち人間の手にしているさまざまなものを見直し、しずかな感謝をささげることができよう。たとえば、そのときには、「国家」というものが、それまで民主主義がひき起こしてきた絶え間のない愛憎の交錯から解放されて、まさにわれわれの「生命、自由および幸福」を支えてくれる土台として、その本来の姿をあらわすことになるであろう。もともと人間は群れを作つて、そのなかで生きてゆく生物であり、国家というものもその延長上に生きてきたのである。ところが、民主主義の(e)

錯乱した「理論」は、国家と国民との関係のうちに、常に闘争的なものを持ち込み、その実像を(f)歪めてきたのであつた。その錯乱がとり除かれてみれば、国家と、それが保つてきた文化、伝統、歴史というものを、ほかならぬわれわれ自身の財産として素直に受け取ることが可能となる。実際、理性の本質である知的謙虚というものを身につけてみれば、われわれが自己自身の手柄と思ひ込んでいたものが、いかに多く、先人から伝えられた文化、伝統、歴史の支えによるものであるかが見えてくるのである。

出典：長谷川三千子『民主主義とは何なのか』(文春新書、二〇〇一)

問一 傍線部(a) (f)の漢字の読みを書きなさい。

問二 傍線部(1) (6)のカタカナを漢字に直したとき最も適切なものをそれぞれ選択肢ア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

- | | | | |
|----------|------|------|------|
| (1) ア…構造 | イ…構造 | ウ…構造 | エ…購造 |
| (2) ア…銓 | イ…腺 | ウ…栓 | エ…詮 |
| (3) ア…創意 | イ…総意 | ウ…創痍 | エ…相違 |
| (4) ア…抑制 | イ…仰性 | ウ…仰制 | エ…抑性 |
| (5) ア…応暖 | イ…応授 | ウ…応援 | エ…応媛 |
| (6) ア…致達 | イ…倒達 | ウ…至達 | エ…到達 |

問三 波線部①「森羅万象」・②「達観」の意味として最もふさわしいものを
選択肢ア～エからそれぞれ一つ選び、記号で答えなさい。

波線部①「森羅万象」

- ア 森に存在する様々な木々や象のような大きな動物
- イ 森になるくらい多くの木々や象をはじめとする様々な動物
- ウ この世に存在する全ての物やあらゆる現象
- エ 多くの種類の植物やたくさん象

波線部②「達観」

- ア 人をあなどって見下していること
- イ 物事の真理を悟ること
- ウ 他人の主観に鋭敏であること
- エ 卓越した主観をもっていること

問四 空欄A～Cにあてはまる最もふさわしい語を一つ選び、ア～エの記
号で答えなさい。なお、同じものを複数回用いてもかまわない。

- ア つまり
- イ けれども
- ウ だから
- エ たとえば

問五 本文の内容と最もよく一致するものを選択肢ア～エから一つ選び、記
号で答えなさい。

- ア 民主主義は人々に理性を使わせない、あまりよくないシステムである。
- イ 民主主義においては理性が重んじられるが、議論しても新たな良いア
イデアが出てくるわけではないので、議論する必要は全くない。
- ウ 民主主義においては、議論を重ねて相手を説得することが大切なので、
自分の意見を理性的に伝える努力を重ねることが重要である。
- エ 民主主義によっておさえつけられてきた「本当の意味での理性」を復
活させなければならない。

問六 筆者が考える「本当の意味での理性」とはどのようなものか。八〇字
以内で説明しなさい。

〔国語出題 以上〕